

令和2年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 石井 友藏

令和2年第2回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と重点的な施策について申し述べます。

昨年9月の町長選挙において、町民の方々の温かいご支援とご支持を賜り、初当選の栄に浴し、町政の重責を担うこととなり、早半年が過ぎようとしておりますが、町長就任にあたって掲げた「郷土愛を育み未来に夢と希望の持てるまちづくり」の実現に向けて、町政運営に全力で取り組んでいるところであります。

昨年は、平成の時代が幕を閉じ、令和へと元号が改められ、新しい時代の幕が開けたところであり、令和の言葉にふさわしい、平和で希望に満ちあふれた時代になるように、「ONE TEAM」の精神で、職員と共に政策の具現化に向け全力を傾注してまいります。

さて、我が国の経済情勢は、本年1月の状況で「製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかな回復が続くことが期待される」とされ、また、北海道の経済情勢は、「一部に持ち直しの動きがみられるものの、足踏み状態となっている」とされており、さらには消費税引上げ後の消費動向にも留意する必要があり、地域経済にとっては、先行きの不透明感や不安感が漂っております。

また、中華人民共和国において発生した新型コロナウイルス感染症患者は、国内をはじめ、北海道内においても発生が確認され、死亡者も出ている状況となっており、今後の感染拡大が大きく心配されるところであります。北海道など、関係機関と連携しながら、情報の収集に努め、感染症対策に万全を期してまいります。

昨今の地方を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少により、地域経済を支える担い手が不足するなど、地域経済力や町の財政運営への影響が懸念されるところであります。

こうした状況の中、国においては、地域人口の急減に対処するため、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ることを目的とした特定地域づくり事業の推進に関する法律を公布し、現在、施行に向け準備が進められております。本町においても、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大に向け、関係機関と連携して取組みを進めていくとともに、地域おこし協力隊等の活用を図りながら、地域の活性化と連動した人口減少対策を進めてまいります。

また、人口減少社会の中では、これまで地域において実践されてきた自助・共助の取り組みが著しく困難となることが想定され、地域の課題を協働で解決できる地域プラットフォームの構築やそれを担うコーディネーターの育成にも取り組んでまいります。

国は、令和2年度から第2期まち・ひと・しごと総合戦略5ヵ年計画をスタートします。

本町におきましても、町行政の最上位計画であります、第6期雄武町総合計画と連動させながら、人口減少対策はもとより、安全・安心なまちづくりを力強く進めるため、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保など、財政基盤の強化を図るとともに、適切かつ効率的な行財政運営の確立も進めてまいります。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。

1 連帯感を高める協働のまち

●町民主体のまちづくりの推進

社会の成熟化に伴い、まちづくりに対する町民意識の高まりとともに、地方分権の流れから、行政には地域特性を活かした施策を展開し、町民とともにまちづくりに取り組んでいく、行政運営が求められています。

町民主体のまちづくりを推進するため、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが積極的に参画し、創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、地域力を強化していくことが必要であります。

第6期雄武町総合計画では「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定めたまちの将来像に向かって、これからの雄武町を生きる町民一人ひとりが、町の将来に夢を抱き、新しい種を蒔き、大きく育てあげるまちづくりを目指してまいります。

また、町の出来事やイベント情報のほか、生活に役立つ身近なお知らせを中心とする行政情報を可能な限り町民に周知するためにも、主たる広報媒体である町広報紙は重要な役割を果たしていることから、さらなる紙面充実に継続して努めるとともに、様々なコンテンツによる情報提供が可能な町公式ホームページの充実を図ってまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、電子媒体の有利性を活かし、情報量が多大となる事務事業評価、施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などを公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

まちづくりは、町民一人ひとりが主体性を尊重し合い、強い連帯感のもとに進めていくことが重要であり、自治会は、町民が主体的にまちづくりに参画するための基盤として重要な役割を担っておりますが、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化などにより、未加入者が増えてきており、担い手や活動内容の慢性化といった課題も顕在化し

てきております。

こうした課題の解決に向けて、各自治会の主体的な活動を促進するための支援策として、自治会運営補助に関する検証や見直しに努め、真の町民協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

このような交流は、相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待できるとともに、他の自治体との交流を通じて、我がまちの魅力を再認識できる機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、これまでも実施してきている佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継続してまいります。

現在、開設している「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、人口流入や町の活性化にも期待できることから、継続して開設してまいります。

また、労働者人口が減少する中、外国人技能実習生は、地場産業の下支えをする必要不可欠な存在であり、労働力という視点のみならず、国際化の流れが加速する中で、異文化交流は、本町においても有益な副産物をもたらすものと考えられますので、地域住民との相互理解が深められるよう、各関係団体との協議を進めながら、研修会や交流会の開催など、地域社会における共生策の検討を進めてまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画をP D C Aサイクルにより進行管理をしながら、目指す将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度では、総合計画、財政計画、予算編成と連動させた上で、施策・事務事業における評価指標にもとづく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。

財政健全化法にもとづく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、雄武町ふるさと応援事業では、地場産品を広くP Rし、自主財源確保の取組みを継続してまいります。

町税については、町財政の根幹をなすものであり、地方税法や町条例等にもとづき、適正な課税を行うとともに、納税者の利便性向上のために、納めやすい環境づくりの検討を進め、納期内納付の促進に努めてまいります。また、滞納税額の解消のため、法にもとづいた滞納処分等を実施するなど、実態に応じて適時適切な収納対策を進めてまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体

制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでもゴミ処理やし尿処理など、様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。本年度が最終年度となる西紋別5市町村地域連携に関する協定書にもとづく「療育機能の強化」と「広域観光の推進」の取組みについては、引き続き西紋別5市町村と連携し、事業を推進してまいります。

また、本年度は、最も重要な統計調査であります国勢調査の実施をはじめ、各種統計調査を適切に行い、調査結果の有効な分析等により、データにもとづいた施策を進めていくための重要な情報として活用を図ってまいります。

2 躍動感あふれる産業のまち

◎農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしに大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、農業者の高齢化や担い手不足により、離農者の増加といった大変厳しい状況が続いております。

また、国においては、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業とするため、これまでの農政全般にわたる改革に加えて、新たに生産基盤の強化を目的とする政策パッケージとして農業生産基盤強化プログラムが策定され、これにもとづく肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト等の取組みを重点的に推進することにより、強い農業・農村を構築し、農業者の所得向上を実現していく方針が示されております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として、安定的な発展を築いていくためには、利用拡大を図る農地等の基盤整備はもとより、新規就農者や担い手の育成・確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの施策に取り組み、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、平成28年度に国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着工し、圃場の大区画化や農地の集約化が進められており、地域の収益性の向上や安定した農業経営の確立、耕作放棄地の解消や発生防止が図られますので、引き続き事業を推進してまいります。

また、国営緊急農地再編整備事業の着工にあたっては、北側の雄武丘陵地区が先行して採択された経緯がありますが、残された雄武南部地域の早期着工を実現するためには、地域の将来営農の展開方向を明らかにしていく必要がありますので、農業者や関係機関と一丸になって、魅力あふれる豊かでゆとりある地域農業のあり方について、検討を進めてまいります。

本年度から、公共牧場の草地整備を実施する道営公共牧場整備事業雄武幌内第2地区や営農飲雑用水施設を整備する道営水利施設等保全高度化事業音稲府地区の計画樹立に向けた地区調査が着手されますので、早期着工に向けた地区調査の推進について、関係機関に要請してまいります。

平成29年度から実施されている畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）雄武地区は、本年度をもって事業完了となりますが、次年度以降も引き続き草地造成改良や草地整備改良等の土地基盤整備を計画的に実施できるよう、関係機関に要請してまいります。

次世代を担う農業者の育成・確保につきましては、北オホーツク農業担い手対策協議会において、新規就農者の誘致や担い手確保対策の取組みを進めておりますので、関係機関等と連携を図りながら、活動を支援してまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のほか、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組みに対しても、継続して支援してまいります。

本町が抱える家畜ふん尿処理の課題につきましては、雄武町家畜バイオマス事業推進協議会において、引き続き事業収支計画や事業運営方法等の詳細調査を進めることとしておりますが、昨年、設立された北オホーツク地域循環共生圏構築協議会において、地域の再生可能エネルギーを地産地消するための可能性の調査を実施しており、これらの調査結果を踏まえながら、今後の方向性を検討してまいります。

農業の現場では、省力化、担い手の確保、負担の軽減が重要な課題となっておりますが、これらの課題を解消するためには、農業のスマート化が有効と考えており、本町に適したスマート農業のあり方について、今後、関係団体との協議を進めてまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、我が国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林は、豊かな水やきれいな空気を育む役割を担っており、国土の保全、水源の涵養、保健、休養機能など、森林が持つ多様な機能が十分発揮できる森づくりが求められておりますので、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

森林・林業を取り巻く環境については、高齢化に伴う林業労働者の減少の影響を受け、林業労働力不足や技術・技能の低下が懸念されておりますが、国内の森林資源の成熟化と技術開発の進展もあり、木材自給率は8年連続で上昇するなど、国産材の供給は増加傾向にあります。

また、4月には旭川市に北海道立北の森づくり専門学院が開校し、林業・木材産業の

幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根差した人材の育成が進められます。

このような状況の中、本町の民有林については、無立木地への造林を推進する未来につなぐ森づくり推進事業など、国や北海道の制度を有効に活用するほか、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業、私有林の森林認証拡大を図るための認証林を育む森づくり促進事業など、町独自の取組みも進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画にもとづき、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、土砂災害の防止や環境保全、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養といった森林が持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

有害鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

本町においては、昨年9月に森林環境譲与税基金を設置し、令和3年度から森林環境譲与税を活用した町単独事業を実施する予定としておりますが、地域の実情に応じた間伐や人材育成・担い手の確保等の取組みを着実に実行できるよう、森林所有者の意向を確認しながら、新たな町単独事業の創出に向けて検討を進めてまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

漁業は、関連産業への波及効果も大きく、地域経済の基盤を支える役割を担っておりますが、昨年は、毛ガニの漁獲量が計画量の3割にとどまり、2年連続で計画量を下回ったほか、サケについても不漁が始まった過去3年間で最低の漁獲量になるなど、気候変動のほか、漁場環境や漁業資源量の変化により、漁獲が不安定な状況にあります。

このような状況の中、ホタテ貝に関しては、昨年、過去最高となる1万7千トンを超える漁獲量を記録しており、これまで北海道や関係団体と連携した平成26年の低気圧被害における減産抑制対策が実を結び、ホタテ漁業は正常化に向け順調な回復を見せていることから、これまで地道に継続してきたつくり育てる漁業を基軸として、水産業の振興に取り組んでいく必要があります。

つくり育てる漁業の振興策としては、ホタテ漁業の増産体制を構築させ、安定した漁業として確立するため、ホタテ漁場の貝殻散布事業や有害生物駆除対策事業による底質改善やヒトデなどの外敵駆除に対し支援してまいります。また、海外需要の高いナマコの資源増加に向けた調査や試験への支援を継続し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、国や北海道の事業と

して、元稻府・雄武・沢木・幌内の4漁港の整備が進められておりますが、地元の要望に配慮した整備が図られるよう、引き続き関係機関と連携しながら、漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の安定化を図るため、漁業近代化資金をはじめ、過去の燃油・資材高騰等に対する借入資金の利子補給措置についても、引き続き支援してまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済活性化に大きく寄与しておりますが、魚価の上昇や町外からの原料移入などをはじめ、加工コストの増大から、経営が厳しい状況にあります。とりわけ、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子に対する支援を継続し、経営基盤の早期安定化を図ってまいります。

水産加工業界については、引き続き厳しい状況にあります。本年度から稼働する貯氷施設が一助となり、衛生管理の高度化や鮮度・品質の向上が図られ、「食の安全・安心」と「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、早期に経営の安定化が図られることを期待しているところであります。

●商工業の振興

日本経済は、輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復が続くとみられますが、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要性があり、地方経済に波及する影響は大きく、本町の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような現状に対応するため、町内中小企業等に対する施設等整備への補助や特産品開発などへの支援を継続するとともに、融資のあっせん制度については、事業内容を拡充して3年間継続することとし、それに伴う利子及び保証料も補給することにより、中小企業等の経営安定化に向けた取組みを進めてまいります。

近年、経営者の高齢化や後継者不足等により、事業所や商店が減少してきており、昨年4月から新規創業者に対する支援を開始しておりますが、引き続き町民や町外者の創業を積極的に促進しながら、空き店舗の解消をはじめ、新たな産業や雇用を創出し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、新たな買い物支援対策として実施している地域の拠点における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業（ひので丸）を引き続き推進するとともに、地元での購買促進を目的とした商業活性化推進事業及び賑わいの場の創出や創業のための各種事業の開催など、幅広い事業展開を目的とした空き店舗活用事業にも支援しながら、積極的な取組みを進めている商工会との連携をさらに深め、地域経済の振興に努めてまいります。

●観光の振興

観光を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変わっており、地域活性化を目的に訪日外国人旅行者の拡大に向けた規制緩和や受入体制整備が進み、LCCや観光列車などの新しい多様な移動手段及びゲストハウスや民泊などの宿泊施設も全国に広がり、訪日外国人旅行者が増加しているとともに、日本人にとっても、国内旅行への意欲が高まるきっかけになっております。一方、急速に進むIoTやAIによる技術革新は、個々人にきめ細やかに対応できる商品やサービスを生みだし、人々の行動を変え、その結果、価値観やライフスタイルは多様化し、旅行のあり方や志向も従来の画一的な余暇やレジャーから変容しつつあります。

このような状況の中、本町は、心を癒す大自然や温泉資源を有し、さらには新鮮で美味しい食があることから、本町ならではの魅力を磨き、効果的に情報発信することが一層重要になっており、「雄武町観光マスタープラン」に位置付けられた実現戦略を着実に実行するとともに、本町の観光の核となる日の出岬エリアの環境整備を進め、観光振興の充実に努めてまいります。

持続可能な雄武の観光を考えたとき、ホテル日の出岬を核とした体験・滞在型観光を実現し、交流人口の増加を図る必要がありますので、雄武町観光協会を中心に、各関係団体等との連携を深めてまいります。

町民の皆さんの健康増進や雄武町の観光振興に大いに寄与しているオホーツク温泉ホテル日の出岬については、開業から20年以上が経過し、老朽化による建物の劣化が散見されることから、施設の修繕を計画的に進め、永く利用者から親しまれ、愛されるホテルとして活用できるように整備を図ってまいります。また、ホテル日の出岬の指定管理者である雄武町観光開発株式会社との連携を密接にし、町民福祉の向上やさらなる観光客の誘引を図るための施策を検討してまいります。

観光客を誘引するための中核的なイベントである「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」の実施により、本町の魅力を発信・体感できる観光事業を積極的に展開し、観光マイスターを活用した観光振興に関する人づくりと仕組みづくりを進めてまいります。さらに、国の地域おこし協力隊制度の活用により、観光支援員を配置し、町内外への観光PRや情報発信等の充実に図り、併せて、広域による観光の取組みについては、西紋別広域観光戦略委員会において、観光客の利便性向上を図るための広告宣伝事業に取り組み、観光客の誘引を図ってまいります。

また、昨年、オホーツクサイクリングが第38回大会をもって幕を閉じたことから、観光客誘致や交流人口の拡大につながる新たなイベントを検討してまいります。このほか、本町の観光をPRするためには、本町の魅力を町内外に発信しながら、知名度を向上させることが重要となりますので、公認キャラクターを活用したPR活動を実施するとともに、雄武町観光協会と連携し、キャラクターグッズやラインスタンプの作成を進めてまいります。

3 保健・医療・福祉の充実

●保健・医療の充実

いつまでも健康でいられることは、誰もが望むことでありますが、その一方で、健康が損なわれたときに初めて健康の大切さを意識したり、あるいは後悔することが多いものであります。このため、「健康づくり」は、健康な時にこそ考えることが重要であります。

長年の生活で当たり前になっているそれぞれの生活習慣に目を向け、改善点を見つけ実践することが必要となりますが、自分で気付くことは難しいものであり、客観的かつ専門的な視点から助言を受けることで補うことができるものであります。

こうしたことから、早期にリスクを発見するための特定健診や各種がん検診などの受診勧奨と併せて、保健指導や栄養指導による早期からの生活習慣の改善を推進し、重症化の予防に取り組んでまいります。また、健診の実施にあたりましては、がん検診など様々な健診をセットで受けられる機会を確保し、引き続き受診しやすい環境づくりも進めてまいります。

妊娠を希望していてもそれが叶わない夫婦のためには、妊活応援事業により、不妊相談や一般不妊検査・治療にかかる費用の一部を助成するとともに、安心して出産ができるよう、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行う安心出産支援事業を引き続き実施し、健やかな妊娠生活への支援を継続してまいります。

これまで妊婦健診等に要する費用の助成を行ってきましたが、令和元年度からは、産後健診の助成を開始したことにより、産後の母体の身体機能回復など、状況を把握できる機会が増したことから、具体的な支援につなげてまいります。

町外の総合病院等へ通院する際の交通手段については、町民の利便性向上を目的として、高速医療バスの運行等についての調査・研究を進めてまいります。

国保病院事業については、院長である1名の常勤医師及び内科外来の非常勤医師と医療法人からの派遣医師のほか、小児科及び耳鼻咽喉科外来の診療については、旭川医科大学の支援を受け、医療サービスの提供を行っているところであります。

経営の根幹となる医師の確保については、地域偏在等からなる慢性的な医師不足もあり、常勤医師の確保は大変困難な状況ではありますが、町民がこの町に安心して住み続けていくためには、常勤医師の確保は最重要課題であると考えていることから、現常勤医師の負担軽減を図るとともに、安定した病院運営を目指すため、本年度は都市部の医師に本町の良さと本町の医療の現状を知っていただくためのツアーを新たに実施するなど、将来にも繋がり得る医師確保に向けた取組みを鋭意進めながら、安心かつ信頼性の高い医療サービスの提供に努めてまいります。

国は、将来に向け持続性のある効率的な医療提供体制を構築するため、団塊の世代が75歳に到達する2025年を見据えた各都道府県が定める地域医療構想の実現に向け、公立・公的医療機関の再編統合への動きを活発化させております。このような状況の中、病院収支については、将来を見通した病院機能の方向性の確立に向けた検討を早急に進めながら、基準に応じた医療提供体制の確保と施設維持や診療材料購入など、各種経費の適正化を図りながら、安定的な収支に向けた経営に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として要介護高齢者等への介護サービスの充実に努めております。

経営面においては、介護職員の慢性的な不足など、依然として厳しい状況にありますが、地域包括ケアシステムにおける施設の役割は重要であることから、基準に応じた適正な人員確保に努めながら、関係機関との連携のもと、適切な運営に努めてまいります。

西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されているところであり、地域医療圏域においても大きな役割を担う医療機関でありますので、引き続き医療連携の強化に努めながら、地域の基幹医療病院として質の高い医療の安全・確実な提供について要請してまいります。

●高齢者支援の充実

日本人の平均寿命が年々伸びていることに比例し、本町においても百歳以上の高齢者が増加しており、大変喜ばしいことであります。

超高齢社会となった現在、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを確立することは必須であり、今後の高齢者の居住系施設等の整備について、引き続き調査・研究を進めるとともに、これまで実施している交通費助成事業、入浴優待券交付事業や冬の生活支援助成事業など、日常生活を直接支える各種サービスによる支援を継続してまいります。

また、本町の高齢者福祉施策は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもとづき進めており、本年度が計画の最終年度となることから、計画の達成に向けた取組みを進めるとともに、次年度以降の計画を策定するにあたり、アンケート調査による的確なニーズを把握してまいります。

●子育て・子育ての充実

子どもの笑顔が溢れる町は、例外なく良い町であり、良い家庭が多い町であると言えます。そのためには、子ども目線に立った支援が必要であり、将来にわたり、子どもの笑顔を絶やさないための取組みが極めて重要であります。

このため、少子化の進展と同時に子育てに対する意識の変化など、様々な環境の変化に伴い、より一層の子育て家庭への支援の強化を行い、親がゆとりのある子育てができる地域づくりを推進することが必要となっております。

保育、教育及び子育て支援を総合的に行う場として、町内唯一の保育施設である認定

こども園若草保育所は、平成22年のスタートから10年が経過しております。主に就労家庭など保育を必要とする家庭のお子さまをはじめ、3歳以上児については、保育要件を要しない短時間保育希望の場合も受入れを可能としており、開設以来、安心して子どもを産み育てる環境の提供に日々努めております。

また、保育所内に併設している子育て支援センターでは、入所前の育児世帯に対しての子育てに関する不安解消や子育て中の母親の孤立化を防ぎ、妊娠初期からの切れ目のないサポートなど、関係機関と連携しながら、総合的な支援を実施してきております。

昨年10月から幼児教育、保育の無償化が開始されましたが、当保育所では当初から、3歳児から5歳児の副食費及び3歳未満児の給食費を無償としており、これに加えて保育料が無償となったことから、今後も子育て世帯への経済的軽減対策を継続してまいります。

児童センターにおきましては、安全で健全な遊びの提供や就労家庭の放課後における児童の居場所を確保するため、町内の関係機関やボランティアの協力のもと、地域に根ざした児童健全育成を実施してまいります。

また、本年度内には、母子保健事業をさらに拡大させた子育て世代包括支援センターを開設し、相談窓口の充実と役割分担の明確化に取り組んでまいります。

●社会福祉の充実

社会福祉の健全な発展のためには、補完性の原則である自助・共助・公助を前提とした福祉活動が不可欠であり、それは多様な福祉サービスを支えるというだけでなく、福祉社会構築の基盤を形成する意味でも重要であります。このような地域福祉の実現があってこそ、尊厳を保持し、誰もが自立して地域社会で暮らしていくことが可能となるものであります。

障がい者支援については、障がいのある人が住み慣れた地域の中で区別なく、共にいきいきと生活していくことができるよう、地域全体で障がい者の自立支援を進めていく必要があります。本町においても、第6次雄武町障がい者計画にもとづき、障がい福祉サービスを中心とした障がい者施策を展開しており、課題検証や施策を検討し、次期計画のさらなる充実を目指してまいります。

障がいや発達に不安を持つ子どもに対しては、療育・発達の支援や相談を担う西紋こども発達支援センターの活用や連携強化を図ってまいります。

●社会保障制度の充実

年金、医療、介護などで構成される社会保障制度は、国民生活の安心と安定のために、欠くことのできないセーフティーネットになっております。

その財源は、皆さまからの保険料などの収入によって運営されており、特に町が窓口になっている国民健康保険、後期高齢者医療保険や介護保険においては、給付費の抑制

を図ることが財政基盤の安定につながることから、制度の周知や啓発、健康診査や保健指導の実施、予防事業を通して要介護度の悪化予防など、町民の健康維持・増進に努めてまいります。

また、低所得者の自立支援については、民生児童委員、社会福祉協議会や社会福祉事務出張所などとの連携のもと、相談・支援を継続してまいります。

公的年金制度については、無年金の方を減らすことを目的として、3年前に年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことから、日本年金機構との協力体制及び情報連携の強化を図りながら、適切な運用に努めているところであり、さらに昨年施行された「年金生活者支援給付金制度」についても対象となる町民の皆さんに不利益が生じないように、分かりやすい制度周知や相談窓口サービスの向上に努めてまいります。

4 快適感を満たす環境のまち

●環境の保全

本町の恵まれた自然環境は、国土保全に大きく貢献し、地域産業を支える財産でもあります。この環境を守り、次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。昨年6月に大阪市で開催されたG20首脳会議では、2050年までにプラスチックゴミによる新たな海洋汚染をゼロにすることが合意されるなど、改めて町民や各種団体・事業者、行政が環境問題の重要性を強く認識し、それぞれが役割を果たすことによって、新しい時代に対応した循環型社会を形成していかなければなりません。

環境保全に直結するゴミ処理については、分別収集やリサイクル資源の適正処理が定着していることから、今後もさらに広報や啓発を行っていくことが重要であり、具体策として、外国人住民にも対応した「ゴミの出し方ガイド（4か国語）」を作成し全戸に配布するとともに、老朽化したゴミステーションの計画的な整備にも着手してまいります。

最終処分場における埋立てゴミの減量化対策としましては、搬入されるゴミの種類に応じた有効な処理方法を検討しながら、引き続き施設の延命化を図りつつ、将来的な方向性を見定めていく必要があります。

また、公共下水道処理区域外のし尿・生活排水の処理については、引き続き合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助制度により、生活環境と公共水域の保全を図ってまいります。

このほか、近年、少子高齢化や葬祭・供養に対する意識の多様化といった背景から調査検討を行ってきた「雄武町合葬墓」については、本年度に整備を実施し、利用料金や条件等を定めた上で、令和3年度からの供用開始を目指してまいります。

●交通体系の整備

社会基盤の根幹をなす道路は、町民の生活を支え、地域産業の振興に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、これまでも計画的に必要な施策を講じてきておりますが、道路施設の老朽化や維持管理の問題に直面し、町民から寄せられる要望を含めると、道路整備箇所は、年々増加してきております。

このような状況の中、すべてに対して対応を講じることは、本町の財政状況のもとでは厳しいものがあることから、本年度においても緊急性や必要性とともに、事業効果等を十分に勘案した上で優先順位を定めて、計画的な道路整備を推進し、道路利用者の安全かつ円滑な通行の確保に努めてまいります。

本年度につきましては、昨年度に引き続き橋梁長寿命化修繕計画にもとづく橋梁修繕と道路施設等の点検結果にもとづいた舗装修繕を実施していくとともに、道路付属施設の点検及び調査設計を実施することにより、道路利用者の安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設の良い維持管理や冬期間における道路利用者の安全確保をより一層充実させていくため、引き続き事業の一部を民間に委託し、維持管理体制の構築を図ってまいります。

国道においては、上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策の推進が求められておりますので、道道における拡幅事業の未整備区間の早期着手と併せ、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。このため、生活交道路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきており、今後も、通学・通院等の重要な交通手段となるバス利用者のため、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空路であるオホーツク紋別空港の利用促進については、東京直行便の通年運行を維持するため、さらなる搭乗率向上と首都圏からの交流人口の拡大を図るため、オホーツク紋別空港利用促進事業を継続してまいります。

●上・下水道の整備

水道は、町民の日常生活や産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安全・安心な水を安定供給していくことが必要であります。そして、この快適な生活環境を次の世代につなぎ、より魅力ある郷土にするための各種施策を進めてまいります。

簡易水道事業においては、本年度も引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事を実施するとともに、有収率向上を目的とした漏水調査を継続して実施することにより、漏水事故の防止と水道水の安定供給に取り組んでまいります。

また、浄水場の安定稼働を図るため、膜ろ過装置更新工事及び濁色度計更新工事を実施するとともに、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

給水人口の減少等によって料金収入が減少傾向にある中、ますます経営状況が厳しくなっていくことが予想されることから、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。

快適な生活環境の維持や公共水域の水質保全を目的として実施している公共下水道事業においては、本年度で下水道事業全体計画及び事業認可期間が満了となることから、事業期間を延伸するとともに、水洗化の普及促進を図るため、広報活動を通じて補助金制度や資金貸付制度の周知を図ってまいります。

また、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、計画的、効率的に管理するストックマネジメント計画にもとづき、雄武浄化センター水処理設備及びマンホール蓋の改築更新工事を実施してまいります。

さらには、興部町にある西紋別地区環境衛生センターの老朽化に伴い、雄武町、興部町及び西興部村で発生する、し尿や浄化槽汚泥を共同処理するための施設を雄武浄化センターに併設するため、国の補助事業である下水道広域化推進総合事業を活用しながら整備を進めており、本年度においては、施設の土木工事、機械設備工事及び電気設備工事を実施し、令和3年度からの供用開始を目指しているところであります。

簡易水道事業及び公共下水道事業については、国から経営管理の向上に資するため、地方公営企業法適用化への移行の要請がありましたので、本年度については、資産台帳の構築、固定資産調査及び評価を実施し、地方公営企業法適用化に向けた取組みを進めてまいります。

●住環境の整備

住環境を取り巻く情勢は、少子高齢化及び人口減少に加え、空家等の増加による諸課題が顕在化しており、良質な建築物を将来の世代へ継承していく社会に移り変わっております。こうした社会を背景とし、子どもから高齢者までのすべての人が安全に安心して暮らせる住環境づくりのため、良質な住宅の供給と既存建築物の活用の促進が求められております。

このため、公営住宅等の整備については、公営住宅等長寿命化計画にもとづき実施しておりますが、本年度は、潮見団地の中でも老朽化、狭隘化が著しい3棟12戸の建て替えに向けた基本計画と実施設計を実施するとともに、既存住環境施設の活用推進を図るため、潮見団地5棟20戸の給水給湯管等改修工事を実施してまいります。

また、公営住宅等の需要に的確に対応するため、平成22年度に策定した雄武町公営住宅等長寿命化計画は、本年度が最終年度となることから、計画の見直しを行い、引き続きライフサイクルコストの縮減につながる予防保全型の管理や改善に努めてまいります。

このほか、各種町営住宅の整備にあたっては、民間の資金や能力を活用するPFI手

法の導入についても調査検討を行い、効率的かつ効果的な住宅の供給に取り組んでまいります。

また、町民が安心して快適に暮らし続けられる定住及び住環境整備に資する支援の雄武町快適住まいづくり促進制度の広報とその活用について推進していくとともに、本制度の継続について検討してまいります。

空家等の問題については、全国的に人口減少の影響から適切に管理されていない空家等が増加しており、本町でもこのような空家等は、安全性の低下、公衆衛生の悪化及び景観阻害などの問題を生じさせておりますので、空家等の活用及び除却推進に向けた取り組みを進めるため、本年度については、全町に点在する空家等の現状を把握するための調査を実施するとともに、空家等対策計画を策定し、その対策に向けた取り組みを進めてまいります。

公園や緑地については、利用者の憩いの場、健康づくりやレクリエーションの場として、さらには災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

これら施設について、安全・安心で快適な利用に供するために、都市公園においては、長寿命化計画の見直しを行うとともに、各公園施設の塗装など、既存施設の維持管理を実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具等施設の修繕などを実施し、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

◎消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のためには、組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害へ迅速・的確に対処するとともに、社会環境の変化による多種多様な消防需要に応える施策を展開し、消防団との連携強化による地域の総合的な防災力体制の充実を進める必要があります。また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、青年層や女性層の加入を促進し、安定した消防団員の確保と災害出動時には、迅速な対応ができるように、地域に密着している消防団及び関係機関との連携を一層強化するとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努めてまいります。

また、地域の防災力の強化を図るため、救助器具を積載した多目的型水槽付消防ポンプ車の更新を図り、近年の大規模化傾向にある各種災害に対応できる体制づくりを目指してまいります。

火災予防対策については、消防法令の改正に伴い、防火対象物施設に対し適切な設置指導と点検報告制度の周知を図るとともに、出火防止及び初期消火の重要性を啓発し、防火安全対策を推進してまいります。

救急業務については、高齢化社会の進展や疾病構造の変化などに伴い、高度化する救急需要に対応するため、医療機関と連携し、救急体制の充実強化を図ってまいります。

大規模な自然災害は、多くの尊い命や財産を一瞬にして奪い去ります。しばらくの間、幸いにも本町では人的被害を伴う災害の発生はありませんが、大規模地震や豪雨災害は

全国各地で発生しており、また、本町において昨年発生した林野火災など、いつ起こりうるか予想できない災害に対しては、いかに被害を最小限にとどめるかという「減災」の視点も重要となっております。

このため、町民が各自で災害に備える「自助」、自治会など地域で共に助け合う「共助」、公的機関が行う「公助」について、それぞれが役割を認識し、機能し合う必要があり、防災訓練などの機会を通じて防災や減災に関する知識習得の場を設けるとともに、自治会を主体とする自主防災組織の設置についても、呼びかけていきたいと考えております。

災害や緊急事態発生時の情報伝達については、3年前に北朝鮮がミサイルを発射し、初めて全国瞬時警報システム（Jアラート）が発動されたことは記憶に新しいところであり、このJアラートは、緊急地震速報や津波警報などにも対応し、防災行政無線放送と連動しております。そして万が一、町が避難等に関する情報を伝達する際には、防災行政無線放送を基本として、広報車両や緊急速報メールなどの多重な手段を用いることが重要であります。また、一昨年に発生した北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトや昨年発生した林野火災の経験を踏まえ、本年度は、移動系防災行政無線機器を更新し、携帯電話通信エリアと衛星通信エリアの双方向通信にも対応した、より強固な情報伝達体制の構築を図ってまいります。

また、防災を目的として整備が行われております2級河川のおコツナイ川とポンオコツナイ川については、整備が進んだ国道から下流域においては効果が絶大であり、河川氾濫の危険性が低減されつつあることは、喜ばしいことであります。両河川は、本年度の完成を目指し、国道から上流域の未整備区間の工事が予定されておりますので、引き続き関係機関と連携し、事業の完成に向けて取り組んでまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年の犯罪発生件数は9件で、前年比2件増となりましたが、警察をはじめ関係団体などによる取組効果によって、近年は発生件数が抑制傾向にあるといえますが、本年度においても尚一層、警察との協力体制の強化を図り、引き続き防犯協会や暴力追放推進協議会と連携した啓発活動や夜間の防犯対策として街路灯LED化事業の促進に努めてまいります。

振り込め詐欺などの特殊詐欺については、全国的に被害額は減少傾向にあるものの依然として横行していることから、防犯用電話自動応答録音装置購入助成事業を継続して実施するほか、高齢者などを対象とした講話を開催するなど、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

北海道における昨年の交通事故死者数は、記録が残っている昭和22年以降、過去最小を記録した一昨年より11人増の152人で、亡くなられた方々の過半数が65歳以上の高齢者となっております。本町における昨年の交通事故は、人身事故として処理された事故はなく、物損事故が85件で前年比10件減となり、警察や交通安全団体、事業所などと連携した交通安全活動の効果等によって、事故発生の低減が図られている状況にあるといえます。

このため、今後も粘り強い活動のもとで、現在設定している「交通死亡事故ゼロ目標1000日」が、本年3月18日をもって達成する見込みとなっていることから、これを機に新たな目標を設定し、幼児から高齢者までの世代に応じた効果的な啓発活動や交通安全教

室などの充実に努め、併せて交通指導員の確保を図りながら、交通事故のないまちづくりを進めてまいります。

●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ICT）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動の様々な分野で、その活用が図られております。本町においては、町内全域へ整備した光ブロードバンドサービスの利用環境の有効活用について、ICTを十分に利活用できるように進めるとともに、行政情報の発信や共有に関しては、町公式ホームページにより、町政に関する的確かつ迅速な情報発信を行ってまいります。

また、インターネットについては、今や生活に欠かすことのできない情報取得の手段であることから、移動体通信網のカバーエリアにも留意しながら、町民にとって身近で利用しやすい情報共有のツールとして、さらなる充実に努めてまいります。

高度情報化社会では、さまざまな情報にアクセスしやすくなったことから、生活は非常に便利になりましたが、一方で官公庁や民間企業などによる個人情報流出事案が多数発生しており、標的型攻撃などのサイバー攻撃による被害も全国的に増加していることから、本町においても個人情報保護のため、引き続き情報資産等の適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

社会保障・税番号制度においては、国と市町村間において情報連携が進められておりますので、本町においても、各種システムの連携を遅滞なく進め、窓口業務等での町民の利便性向上に努めてまいります。

以上、令和2年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

社会の急速な変革に伴い、地方を取り巻く環境は、激しく変化しておりますが、私は絶えず可能性を信じ、一つひとつ健全で効果的な町政運営にも最善の努力を尽くし、町民との真の協働と町政の透明性をしっかりと保ちながら、町政を着実に進め、お年寄りから子どもまで、町民一人ひとりがお互いに誇りを持ち、自他共栄となる共通の認識を持って、「地域産業」、「医療・福祉」、「教育」、「観光」、「町民と真の協働」、「人口減少対策」の6つの重要施策による「まちづくり」により、「郷土愛を育み未来に夢と希望の持てるまちづくり」の実現に粉骨砕身して取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、行政執行方針といたします。

達成感から学ぶ教育のまち・雄武 ～教育文化の振興と拠点づくり～

教育行政執行方針



教育長 豊田 通敏

平成から令和へと元号が移り、人口減少による過疎化やグローバル化が一層進展する中、IoT (Internet of Things) や人工知能 (AI) などのデジタル革新の急速な進展により、新たな未来社会 society5.0 を迎えると言われており、社会の変化は加速度を増し、複雑で予想困難な時代へと向かっています。

未来を担っていく子どもたちには、この激しい変化に柔軟に対応できる力を持つだけでなく、自立した人間として主体的に社会に関わり、将来を作り出すことができるような力を醸成していくことが求められています。

そのような時代を子どもたちがよりよく生き抜いていくために学校教育では、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善、ICTの活用などを盛り込んだ新しい学習指導要領が小学校でスタートするなど、本年度は大きな変革を迎える年でもあります。

また、生涯学習においては、社会・経済の変化に対応するため、人は絶えず新しい知識や技術の習得を迫られています。町民一人ひとりが、情報化社会においてあふれる情報を適切に判断する力を養い、それぞれのライフステージに応じた主体的な学習活動を通じて創造性を高め、豊かな感性を養い、その学びの成果を生かすことができるよう学習環境の充実を図ることが重要であります。

これらの社会情勢の変化や教育改革を受け、教育委員会では、雄武町の全体教育目標である「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」の具現化に向けて、第6期雄武町総合計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、効果的・効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

◎学校教育の充実

学校教育におきましては、授業や教科書の基礎となる学習指導要領が改訂され、小学校は令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されるところであり、よりよ

い学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められております。

新たな学習指導要領は、子どもたちに「生きる力」を育むため、これまで続けてきた「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の育成を総合的に捉えて、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」という育成すべき資質・能力を三つの柱で整理し、構造化しております。

「知識・技能」の育成については、今後の教育では、知識・技能を持つだけでなく、それを自在に自分らしく使いこなせるところまでを目指し、「何を知っているか」だけでなく、その知識を使って「何ができるか」「どのように問題解決を成し遂げるか」までを学力と見なすこととなります。

このため、全国学力・学習状況調査結果やチャレンジテスト等を活用しながら、学校における学力向上の様々な取組を進め、成果や課題について分析を行うとともに、学習規律の徹底を図るなど、個に応じたきめ細かな学習指導の改善と充実に努めてまいります。

また、新学習指導要領において、令和2年度から小学校3・4年生に外国語活動、5・6年生に外国語科が導入され、英語教育が拡充されることから、外国語指導助手の2名体制を継続するとともに、町内全小学校を巡回して指導する英語担当教員を専任配置し、外国語活動における小学校教員の指導力向上と授業の充実に努めてまいります。

「思考力・判断力・表現力等」の育成については、問題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びといった学習形態を取り入れ、対話や議論を通じて協力しながら問題を解決していく能力を身に付けるために、各教科の学習活動の充実やプログラミング教育において、各小・中学校に整備しているタブレット等のICT機器の活用を更に進めます。

「学びに向かう力・人間性等」の育成については、子どもたちが、よりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくために、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度などを育成することが求められております。

また、各教科等において、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を育成することは、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を育てることに深く関わっております。

こうしたことを踏まえ、道徳教育はこの柱において大きな位置を占めておりますので、「読む道徳」から「考え、議論する道徳」への転換を図り、「道徳教育推進教師」を中心に指導体制の充実に努めてまいります。

道徳教育に取り入れられているいじめや不登校対策については、未然防止と早期発見・早期解消が重要であることから、「雄武町いじめ防止基本方針」に基づいて学校や保護者及び教育相談員と連携して取り組み、いじめの問題に迅速かつ適切に対応してまいります。

今、児童生徒に義務教育段階を修了するまでに育成を目指す資質・能力を確実に身に付けさせるためには、義務教育9年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、そ

の育成を高校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが求められております。そのため本町においては、町内全ての学校と教育委員会事務局で組織する雄武町学校教育振興推進協議会の小中高連携委員会による取組として、教職員の異校種への授業参観や乗り入れ授業交流などを継続的に実施するほか、将来的な視点から小中一貫型の学習支援について調査研究を進めてまいります。

特別支援教育については、今後、児童生徒同士の理解や保護者の理解、教職員の理解などを一層深めていく必要があります、そのためには、個別の教育指導計画と支援計画を作成し、学校・家庭・関係機関が連携を図り、適切な指導・支援を行わなければなりません。さらに、学校における通常学級と特別支援学級との交流学习などにおいて、障がい者理解に関わる日頃からの丁寧な指導や継続的な取組を行うなど、いろいろな工夫のもとで学んでいくことが大切です。

年々、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にありますので、雄武小学校及び中学校に特別支援教育支援員を引き続き配置し、特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒に生活や学習の支援に努めるとともに、障がいの有無に関わりなく適切な配慮を受けながら、みんなで一緒に学ぶことができるインクルーシブ教育の理念を大切に、特別支援教育連携協議会や教育支援委員会と連携しながら、一人ひとりの実態に応じた教育支援を行ってまいります。

教育環境の整備については、町内の学校施設は、校舎や設備の老朽化が進んでいる状況であり、昨年度策定した「雄武町教育施設長寿命化計画」に基づき、沢木小学校及び共栄小学校のトイレの洋式化、中学校体育館屋根等の改修、中学校プールの上屋シート更新などを行い、子どもたちの安全・安心を確保し、快適な学校生活を送れるよう、引き続き整備に努めてまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成するため、日々の授業等に支障をきたすことのないよう所要の整備を図ってまいります。

教職員の資質、指導力の向上のためには、教育に対する強い情熱や使命感、豊かな人間性や社会性、高い指導力等の専門性を身に付けることが求められています。

このため、北海道教育委員会が開催する教職員研修や各種教育団体が主催する研究会・研修会への教職員の参加を奨励するとともに、各学校の学習指導方法の改善などの取組を支援します。また、校内研究・校内研修を計画的に進め、公開授業や公開研究会を行うなどして広く意見を求め、改善を積み重ねることにより、教職員の資質や指導力の向上に努めてまいります。

昨今、世間で叫ばれている学校における働き方改革については、「学校における働き方改革 雄武町アクション・プラン」に基づき各学校で取組を進めており、徐々にではありますが改革が進んでおります。

しかし、新学習指導要領の全面実施に向けての準備や、全面実施時における新たな教育内容の研究及び実施、増大する授業時数への対応などにより、学校では教員の勤務時間数削減との両立は非常に困難な状況にあります。働き方改革は、決して勤務時間削減が目的ではなく、仕事の成果と質を維持しながら、減少していく労働時間を効果的・効

率的に使うことでありますので、学校職員全員で知恵を出し合い、行動改革及び意識改革を行ったうえで取り進めることが重要です。教育委員会といたしましても、校務支援システムを年度開始から本格稼働させ、より一層の業務効率化を推進するとともに、教員が児童生徒と向き合う時間をより確保するため、町内小中学校教職員の業務改善及び学校の運営体制の効果的な強化・充実に向けた取組を支援してまいります。

学校給食については、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資すること、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としており、極めて有効な教育的役割が期待されております。この目的を実現するために学校給食摂取基準に基づき、成長期の児童生徒に必要なエネルギーや栄養素を満たすよう留意しながら、「安心・安全でおいしい給食」の提供に努めるとともに、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる指導のほか、地場産の食材を定期的に活用することで、食を通してふるさと雄武への理解を深めるとともに、栄養教諭を中核として児童生徒や家庭に対する栄養指導と食に関するアドバイスの充実を図ってまいります。

また、学校給食費については、平成26年度に改定してから据え置いてまいりましたが、近年の運送コストや食材価格の高騰などの影響を受けて、給食の質の維持が困難となってきたことから、学校給食センター運営委員会の答申を得て、一食あたり15円を引き上げることとしました。なお、保護者負担については、経済的負担を軽減することで子育てしやすい環境を創造するため、引き続き町からの全額助成を継続してまいります。

開かれた学校づくりの推進については、学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するために、児童生徒を中心に捉え、地域の声を活かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取組を一層充実させていくことが重要です。

このことを踏まえ、学校においては、参観日や学校行事を積極的に公開するとともに、ホームページや学校だよりを通して情報の発信に努め、「外から見える学校づくり」を推進してまいります。教育委員会といたしましても町の広報媒体を通じて、教育行政や学校の教育活動を積極的に家庭・地域に発信してまいります。

さらに、学校と地域がパートナーとして連携・協働する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を設置して、学校運営の改善と充実、信頼される学校づくりを推進し、「地域とともにある学校」への転換を図ってまいります。

また、町民ボランティアにより、各学校における本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導等の支援が行われているほか、放課後や長期休業期間中の学習支援では、北海道雄武高等学校の生徒及び道内の大学生サポーターがボランティアとして参加するなど、地域住民と連携を深めたコミュニティ活動が実践され、地域全体で子どもたちを守り育てる体制が定着してきておりますことから、学校支援活動推進事業の継続的な推進を図ってまいります。

高等学校に対する支援については、全国的にも高校進学率が97%を超えている現在、本町で初等教育から中等教育まで学べる環境を維持することは、子育て支援のみならず町づくり・人づくりの観点からも重要であり、町内唯一の後期中等教育機関である「北海道雄武高等学校」は、なくすることはできない学校であることから、これまで実施し

てきました入学する生徒に対する助成、見学旅行参加者に対する助成、町外から通学する生徒に対する交通費の助成、部活動に対する助成、学校が取得を奨励している簿記検定等の各種受験料に対する助成を継続するほか、昨年度創設した大学等へ進学する生徒に対する給付型奨学金などの奨学制度により、保護者の経済的負担の軽減と生徒の学習意欲の向上を図り、一層魅力ある高校づくりを推進してまいります。

◎生涯学習・生涯スポーツの推進

少子超高齢化社会の進行や情報通信技術の急速な発展により、社会環境や家庭生活は大きく変化し、求められる学習ニーズも多様化する中、生きがいを持ち、潤いのある心豊かな生活を送ることのできる環境づくりのため、第6期雄武町総合計画及び第9次雄武町社会教育中期計画に基づき、「生涯にわたる学び」「地域における学び」「ともに生きる学び」の観点から、生涯学習の推進に努めてまいります。

個人の価値観が多様化してきている現在、趣味や学習方法も多様になり、本町においても数多くのサークルや団体による活動が行われていますが、学びは個人の生きがいにつながり、仲間づくり、地域づくりのために有効であることから、町民のニーズやライフステージに応じた学習機会や情報提供の充実を図るとともに、自ら学び、活動する女性学級や自主的な活動を行う子ども育成会等の団体やグループに対して、引き続き支援・育成を行ってまいります。

また、未来を担う子どもたちのために社会教育の果たすべき役割・重要性に鑑み、学校との連携・協力を強化していきます。

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育については全ての教育の出発点と言われるように、家庭において子どもたちの人格形成に必要な「基本的な生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であり、その役割はますます重要視されています。

家庭を取り巻く環境の変化や子どもの育ちをめぐる課題が顕在化する中、子育てに関する保護者の悩みや不安を解消し、子どもたちの健やかな育ちを支えるため、PTAや学校と連携しながら、多様な学習機会や情報の提供を通して、家庭教育の推進に努めてまいります。

武雄市との児童交流事業については、北と南の子どもたちが友情を深めながら、貴重な体験学習・情報交換の機会として、これまでに350人以上の児童の派遣を行い、北海道と異なる気候・歴史・文化の中で多くの人との出会いとその体験を通じて、自己の成長に大きな成果を上げていることから、引き続き実施してまいります。

また、武雄市から児童の受入れについても、本町児童との交流や冬の北海道ならではのおもてなしを通じて、児童相互の交流が深まり思い出に残る事業となるよう実施してまいります。

よい本との出会いは、人生を支えてくれると言われるように、本は私たちの生活を豊かにする重要なアイテムの一つであり、その出会いの場である図書館は、町民にとって

の学びの場として、豊富な蔵書と地域資料を備え、学習や交流スペースを有し、誰もが親しみやすい空間であることが求められます。

昨年8月にオープンした新図書館「雄図ぴあ」は、「誰にでも居場所がある図書館」「地域の情報拠点となる図書館」「町民の暮らしに役立つ図書館」を基本コンセプトとして、利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理をはじめ、町民の学習意欲に応えるため、資料検索やレファレンスサービスなどきめ細かな対応を図るとともに、居心地のよい空間づくりへの配慮と季節や町民ニーズに応じた企画展示や各種読書推進事業の実施により、町民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

近年、子どもたちの語彙力と読解力の低下が進んでいるのは、読書離れが原因の一つであると言われています。読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を醸成するなど、子どもたちの生きるための力を育むうえで重要であるとともに学力の向上にもつながることから、第3次雄武町子どもの読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業や小学校への配本、学校図書館活動への支援、家庭における「家読（うちどく）」の啓発などあらゆる機会を捉え、読書活動を推進してまいります。

スポーツ活動は、体力増進や健康保持のため重要な役割を担っているほか、希薄化傾向にある人間関係や地域コミュニティにおける連帯感を醸成する役割も担っており、子どもから高齢者までが生涯を通じてスポーツに親しむことは、地域コミュニティの活性化に大きな効果が期待できます。

このことから、スポーツ推進委員との連携を図りながら、ライフステージに応じた各種スポーツ事業を実施し、町民が日常的にスポーツに親しみ、楽しめる機会の提供に努めてまいります。

また、スポーツ少年団や体育連盟等自主的にスポーツ活動を行う団体に対する支援を継続するとともに、雄武町の代表として全道・全国大会に出場する選手に対しても、スポーツ振興事業により出場経費の一部補助を通じて支援を行ってまいります。

町が奨励するスポーツとして位置付けたブルームボールについては、小学生を対象に実施している学社融合ブルームボール教室などにより普及促進に努め、健康で明るいスポーツのまちづくりを進めてまいります。

芸術・文化の振興は、町民が生涯を通して生きがいをもち、潤いのある人生を送るために重要なものであり、芸術文化を身近に感じ心豊かに暮らせるよう、優れた芸術文化に触れることはもちろん、自らが発表する機会の提供や次世代への継承を推進していくことが必要です。

このことから、文化講演会、芸術文化鑑賞会や町民文化祭を開催するとともに文化団体やサークル活動など自主的な活動の促進を支援及び全道・全国大会へ出場する経費の補助についても継続し、町民の芸術文化に対する取組を支援してまいります。

社会教育、スポーツ施設の管理運営については、長寿命化計画に基づき、町民センターのステージ等照明装置の年次更新及び武道センター照明設備のLED化など計画的に整備を進めるとともに、引き続き民間委託による適切かつ効率的な施設管理運営に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

雄武町の持続可能で活力ある発展のため、また、雄武町の未来を担う子どもたちが、その個性を伸ばし、自らの力で明るい未来を切り拓いていくことができるよう、家庭、学校、地域が総ぐるみで子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、町民一人ひとりがいきいきと豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて、教育行政を力強く進めてまいりますので、町民の皆様、町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。